

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
竹内建設株式会社	千葉県印西市原1-1-5

2 指名停止措置期間

令和6年3月1日～令和6年5月31日（3ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

竹内建設株式会社の代表取締役は、令和5年4月から10月ごろ、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札をめぐり、同事務所長が工事の入札情報を漏らした謝礼として、複数回にわたり現金計約20万円や計40万円相当の接待をした疑いがあるとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号（贈賄）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第3号

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が指定区域内の官庁営繕部以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内